

## 令和3年安中市教育委員会 9月期定例会 会議録

日時 令和3年9月28日（火） 午後2時から午後3時15分まで

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

出席者

### 【教育委員】

委員 金井 裕之

委員 中島 卵

委員 湯本 見千子

委員 佐藤 和子

### 【事務局】

教育長 竹内 徹

教育部長 高橋 信秀

総務課長 戸塚 政明

学校教育課長 磯貝 博昭

生涯学習課長 萩原 陽子

文化財保護課長 井上 昇

スポーツ課長 石田 典久

※ 読みやすさ等を考慮して、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。総務課長の戸塚です。

本日は、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございました。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

○ 竹内教育長

\* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後の会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 竹内教育長

ただいまから、令和3年安中市教育委員会 9月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、この会議の終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

何かご意見やご質問等はありますか。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。

あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「報告第11号」は、教職員の個人情報が含まれています。したがって、この議事は、非公開とすることが適当であると思われます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「報告第11号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をしたいと思いますが、いかがですか。

\* 委員から異議等は出なかった。

○ 竹内教育長

ご異議ないものと認めます。よって、「報告第11号」は非公開とし、議事の最後に審議をいたします。

それでは、早速議案に入ります。

議案第38号 行政手続における押印等の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

それでは説明いたします。

行政手続等での市民負担の軽減、簡素合理化や行政手続のデジタル化を推進しやすい環境整備を図るため、国を始め、全国の地方自治体でその取り組みが行われています。安中市でも押印や署名の手続見直し基本方針が全庁的に策定されました。これを受けて、教育委員会事務局各課が所管する行政手続の押印や署名の見直しが完了し、例規の一部改正が必要であって、内部の法規審査事務が整った案件について、教育委員会のご議決を賜りたく、提案をするものです。

改正の理由や内容が同一のものについては、複数の規則を一つにまとめて改正をいたします。

なお、以後本日提案をする例規の一部改正の施行年月日は、いずれも令和3年10月1日としたいと思います。

\* 「議案第38号」を読み上げた後、

資料次ページをご覧ください。これまで様式の中で求めていた押印を廃止する改正内容が主でありますが、安中市遠距離児童生徒通学費補助等に関する規則では、見直

しを行った結果、これまで求めていなかった箇所に押印を求める改正もあります。

\* 資料に沿って具体的な改正内容、改正箇所を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 38 号 行政手続における押印等の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について、質疑がありましたら、お願ひします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 38 号 行政手続における押印等の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 39 号 行政手続における押印等の見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

それでは説明いたします。

先ほどの議案第 38 号と同様に、改正の理由や内容が同一のものについては、複数の告示を一つにまとめて改正をいたします。

\* 「議案第 39 号」を読み上げた後、

いずれもこれまで様式の中で求めていた押印を廃止する改正内容です。

\* 資料に沿って具体的な改正内容、改正箇所を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 39 号 行政手続における押印等の見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示について、質疑がありましたら、お願ひします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 39 号 行政手続における押印等の見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 40 号 安中市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

それでは説明いたします。

\* 「議案第 40 号」を読み上げた後、

これまで様式内で求めていた申請者や関係者の押印を不要とする改正ですが、これまでよりも厳格に押印を求めるとした箇所があります。安中市奨学資金貸与条例第4条第2項では、「貸与の申請、誓約書、借用書には、親権者のほか、市内において独立の生計を営む成年者が、連帯保証人として連署しなければならない」と規定しています。このたびの見直しで、申請者と親権者で連帯保証人となるに者に関しては、押印を不要としました。一方で、親権者以外で連帯保証人となる者については、連帯保証人となる意思の確認をより厳格に行う必要があると思われるため、押印を求める印鑑は実印とし、かつ、この実印に係る印鑑登録証明書の添付を求めることとしたいと考えています。

\* 資料に沿って具体的な改正内容、改正箇所を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 40 号 安中市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願ひします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 40 号 安中市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 41 号 安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

学校教育課長の磯貝です。それでは説明いたします。

\* 「議案第 41 号」を読み上げた後、

これまで様式内で規定されていた押印を不要とする改正を行うのに加えて、規則第 36 条第 6 号で規定されていて、学校で備えておかなければならぬ表簿の中の「学校経営要覧」について、今後の業務を取り扱いやすくするため、要覧の内容の一部である「教職員一覧」の項目を要覧とは切り離して、1 つの冊子として学校から提出をしてもらうように規定内容の改正を行いたいと思います。

\* 資料に沿って具体的な改正内容、改正箇所を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 41 号 安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願ひします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 41 号 安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 42 号 安中市特別支援学校児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

それでは説明いたします。

\* 「議案第 42 号」を読み上げた後、

これまで様式内で規定されていた押印を不要とする改正を行うのに加えて、様式の利用者にとってわかりやすいものとなるように、様式の内容も一部見直しを行いました。

\* 資料に沿って具体的な改正内容、改正箇所を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 42 号 安中市特別支援学校児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について、質疑がありましたら、お願ひします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 42 号 安中市特別支援学校児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 43 号 安中市立小学校及び中学校の対外運動競技実施規程の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

それでは説明いたします。

\* 「議案第 43 号」を読み上げた後、

この訓令に基づく事務処理が行われることは稀ですが、これまで様式内で規定されていた押印を不要とする改正を行い、業務を簡略化してまいりたいと思います。

\* 資料に沿って具体的な改正内容、改正箇所を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 43 号 安中市立小学校及び中学校の対外運動競技実施規程の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願ひします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 43 号 安中市立小学校及び中学校の対外運動競技実施規程の一部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 44 号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

それでは説明いたします。

\* 「議案第 44 号」を読み上げた後、

これまで様式内で規定されていた押印を不要とする改正を行うのに加えて、様式の利用者にとってわかりやすいものとなるように、様式の内容も一部見直しを行いました。

\* 資料に沿って具体的な改正内容、改正箇所を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 44 号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 44 号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 45 号 安中市立小学校及び中学校の修学旅行実施規程の一部を改

正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

それでは説明いたします。

\* 「議案第 45 号」を読み上げた後、

この訓令は、修学旅行を実施する際に、小中学校と学校教育課とが行っている事務処理を規定しています。これまで様式内で規定されていた押印を不要とする改正を行うのに加えて、業務を簡潔に行っていくべく様式の内容も一部見直しを行いました。

\* 資料に沿って具体的な改正内容、改正箇所を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 45 号 安中市立小学校及び中学校の修学旅行実施規程の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

□ 中島委員

参考までに、改正前の様式を使って、これまでどおり押印があったとしても、書類は受け付けてもらえるのですよね。

◇ 学校教育課長

受け付けます。合わせて押印が廃止された周知も行ってまいります。

○ 竹内教育長

他には無いようですので、議案第 45 号 安中市立小学校及び中学校の修学旅行実施規程の一部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 46 号 令和 3 年度末 県費負担教職員人事に関する方針について、

事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

それでは説明いたします。

\* 「議案第 46 号」を読み上げた後、

例年この時期になると、次年度に向けた教職員人事に関する業務がスタートします。先日、県費負担教職員の人事要綱が群馬県教育委員会から届きました。これを踏まえ、安中市の実情も考えて、令和 3 年度末に向けて市の方針と努力点を定めたいと思います。昨年度の方針と努力点から変更した点を中心に説明いたします。

資料次ページの「2 具体方針」の(4)をご覧ください。令和 4 年度では、学校の統合に伴い、教職員の定数減が見込まれることに留意したいと思います。(6) では、「ニューノーマル GUNMA CLASS PJ」という文言が加わっています。「ニューノーマル GUNMA CLASS PJ」というのは、群馬県下で、すべての教科、学年で少人数指導を実現するという目的を達成するためのプロジェクトのことです。小学校 1、2 年生は 1 学級 35 人、小学校 3 年生から中学校 3 年生は 1 学級 40 人というのが、国の学級編成基準です。群馬県では、小学校 1、2 年生は 1 学級 30 人、小学校 3 年生から中学校 3 年生は 1 学級 35 人にするというものです。資料次ページの「3 人事異動の努力点」の(2)をご覧ください。昨年度は、小学校のところで技能教科担当教員の確保に努めることとして、技能教科では具体的に「美術」と記載していました。複数の小学校長が体育主任を務められる人材の確保を要望していることから、「美術」に替えて「体育」と記載することとしました。

まずはこのように方針を定めたいと思いますが、今後県から指示や指導等があれば、市としてもそれらを踏まえていくことになるかと思います。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 46 号 令和 3 年度末 県費負担教職員人事に関する方針について、質疑がありましたら、お願ひします。

□ 佐藤委員

資料の「2 具体方針」の(4)で、「地元教職員の確保」という記載があります。あえてこのことを方針として明記する理由についてお聞かせください。

◇ 学校教育課長

学校は地域に根差したものであるので、そこで働く教員の人事を考えていくうえで、地縁というものは大事な要素の1つと言えるのではないかと考えています。

□ 佐藤委員

人口減少や少子化といった社会情勢を反映して、教員を目指す若者も減少していくと思います。地元を離れて都会で教員になる方もいると思います。昨今では、全国的に教員を募集する学校もあると聞きます。職場として考えれば、地縁のあった方が勤務しやすいし、仕事もやりやすいと思いますが、地縁の無いところで切磋琢磨しながら育っていくことが、教員としての指導力を身につけていくうえで良い影響があるのではないか、と感じました。

○ 竹内教育長

地元で育ち、地元のことを良く知っていて、地元愛に富んだ教員がいることにも学校にとっては意義があると思います。実際には、地元以外のところで採用される教員もありますし、地元で勤務している教員でも、人事交流で地元以外のところに異動して、その場所での良いところを学び取って、教員として成長していってもらうことがあります。

□ 中島委員

地域に開かれた学校、学校と地域社会の連携といったことを考えたとき、地元のことを良く知っている教員がいてくれると、学校の運営が安定するという面もあると思います。

話は変わりますが、小学校の教科担任制に関して、取組はいかがですか。

◇ 学校教育課長

小学校の校長先生方は、強く意識しています。小学校の5、6年生を中心に、教科担任制を実施していきたいという要望も受けています。

○ 竹内教育長

他にはよろしいですか。それでは、議案第46号 令和3年度末 県費負担教職員人事に関する方針について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

それでは、先ほど決定したとおり、これから議事は非公開とします。

\* 教育部長、学校教育課長以外の職員は退室した。

### 非公開議事

= 報告第11号 県費負担教職員の指導措置について =

\* 教育部長、学校教育課長以外の職員が入室した。

○ 竹内教育長

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第6「その他」です。

事務局、委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

\* 教育部長が、令和3年第2回安中市議会定例会での教育委員会に関する内容について、説明を行った。

\* 総務課長が、次のことについて、説明を行った。

① 災害発生時、小中学校の体育館に避難所が開設される際の無線環境利用について、

② 令和3年度教育委員会定例会 年間予定に関する一部変更について

\* 文化財保護課長が、企画展の開催について、説明を行った。

\* 東京都町田市で発生した、学習端末を用いた小学校でのいじめの報道に触れて、意見交換等が行われた。

○ 竹内教育長

以上で、令和3年安中市教育委員会 9月期定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

\* 総務課長が、次回会議の周知を行った。

《令和3年10月期定例会》

- ・ 日時 10月27日（水）午後2時から
- ・ 場所 松井田庁舎2階 第4会議室

◇ 総務課長

それでは散会といたします。